



障害者権利条約と障害者就労

渡部, 昭男

(Citation)

「新しい障害者の就労と生活を考える」講演会&シンポジウム

(Issue Date)

2014-03-29

(Resource Type)

conference object

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002141>



新しい障害者の就労とその生活を考える講演会 & シンポジウム 2014.03.29.
(於:神戸市立地域人材支援センター)

障害者権利条約と障害者就労

新しい障害者の就労と生活を考える 講演会 & シンポジウム

- 日時: 平成26年3月29日 土曜日
午後1時30分～午後4時30分 (午後1時受付)
- 場所: 神戸市立地域人材支援センター 一階多目的室
(JR新長田下車、南へ約13分) ☎078-646-8128
- 主催: 福祉事業型「職業訓練校」カレッジ・アンコラージュ 設立準備室

第一部 講演会

「障害者権利条約と障害者就労」

○ 講師

神戸大学大学院教授 渡部 昭男 先生

第二部 シンポジウム

「新しい障害者就労支援のあり方をめぐって」

○ 助言者:

兵庫教育大学 准教授 井澤 信三 先生

○ シンポジスト:

NPO法人クロスジョブ神戸 古川 直樹 氏

NPO法人みちるべ神戸 小鷹 智 氏

株式会社WAPコーポレーション 岡田 英之 氏

○ コーディネーター:

福祉事業型「専攻科」エコールKOBÉ 河南 勝 氏

- 参加費: 無料
- 定員: 100名

お問い合わせは……(お申し込みはFAXで)

福祉事業型「職業訓練校」カレッジ・アンコラージュ設立準備室
(株式会社WAPコーポレーション内)

☎078-641-9781/FAX 641-9782

渡部昭男 (わたなべあきお)
神戸大学大学院教授
エコールKOBÉ後援会
(プラス-1) 会長

今日3/29は、糸賀一雄(1914-1968)生誕百年

- 1914(T3/0歳)鳥取市生まれ
- 1932(S6/18)旧制松江高校在学中に受洗(鳥取教会)
- 1935(10/21)京都帝国大学文学部哲学科入学
- 1941(16/27)滋賀県知事官房秘書課長
- 1946(21/32)池田太郎・田村一二らと「近江学園」創設
- 年長施設の増設～1950落穂寮、1952信楽寮、1953あざみ寮・日向弘済学園、1955信楽青年寮、1961一麦寮、1969もみじ寮
- 1961(36/47)「発達保障」(『近江学園年報』9)
- 1963(38/49)びわこ学園(重症心身障害児施設)開設 1966第二びわこ学園
- 1968(43/54)療育記録映画「夜明け前の子どもたち」完成、『福祉の思想』NHK出版、新任職員研修の講演中に倒れ逝去。

『福祉の思想』¹⁹⁶⁸

「発達保障の考え方」^{p.177}

- だれととりかえることもできない
個性的な自己実現
- 自己実現こそが創造であり生産
- この子らを世の光に
- 人格発達の権利を徹底的に保障

くどのようなが、この子らが不幸なものとして世の片隅、山峡の谷間に目の目もみずに放置されてきたことを訴えるばかりではない。この子らはどんなに重い障害をもっていても、だれととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものである。人間とうまれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも、立派な生産者であるということを、認めあえる社会をつくらうということである。「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。この子らが、うまれながらに持っている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのである。

2014年：日本は障害者権利条約を批准

- 1946 日本国憲法(国民主権、基本的人権の尊重、平和主義)
- 1947 児童福祉法
- 1948 世界人権宣言
- 1951 児童憲章(11 適切な治療と教育と保護)
- 1957 朝日訴訟(必要即応の原則)
- 1966 国際人権規約採択 76発効 79日本批准
- 1970 障害者基本法
- 1975 障害者の権利宣言
- 1979 養護学校教育義務化
- 1981 国際障害者年
- 1989 児童権利条約採択 90発効 94日本批准
- 2006 障害者権利条約採択 08発効
- 2007 日本署名 2014.1/20批准 2/19発効

条約ってなあに

- 憲法98条 最高法規＋条約・国際法規の誠実遵守
- 国内法整備の指針・規範 憲法＞条約＞法律＞政令・省令
 - 1) 営々と築かれてきた世界の理念・人類の叡知
 - 2) 日本国憲法を世界標準からカバー
 - 3) 国家を越えて地球市民をつなぐ
- 銭湯や宝石店の事例
 - ⇒Jリーグ浦和問題の重大性
- 自由権はただちに、社会権は漸進的に

障害者権利条約の特徴

ドン・マッケイ氏 (第2代議長) 日本講演 2009年

出典:『障害者権利条約はこうして生まれた』2010JDF より

- すべての人々＋特別の条約

女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、児童権利条約、障害者権利条約

- 1987イタリア、1989スウェーデン⇒2001メキシコ提案

- 包括的な人権条約＝16年ぶり＆21世紀で最初

- 政府代表とNGO非政府組織が同等に＝作業部会

- 障害当事者が参加＝国際障害コーカスIDC NGO連携代表

Nothing about us without us! 私たち抜きに私たちのことを決めないで

- 条約は直面す課題・困難・必要について明確に述べた

- 条約は将来の基準と行動をもたらす基礎となる

- 政策の策定・実施・監視する過程に引き続き参加を

つづき

障害者権利条約に盛り込まれた権利と原則

- 社会の障壁と偏見が障害を生み出す＝「パラダイム転換」
- 3大テーマ
 - 1)社会へのインクルージョン: 障害者にも地域全体にも最善
 - 2)態度を変える視点を変える: 変えるため変わるための行動・道筋
 - 3)アクセシビリティ: 建物等への物理的なアクセス、情報へのアクセス、すべてに役立つユニバーサルデザイン など
- 一般原則
固有の尊厳・個人の自律・人の自立に対する尊重、被差別・無差別、社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン、差異の尊重・多様性の受容
- 諸権利
自立生活・地域で生活する権利、移動の自由、教育への権利、働くことの権利、適切・十分な生活水準への権利 など

- 第2条：定義「障害に基づく差別」

あらゆる形態の差別＝直接差別、間接差別、合理的配慮の否定

- 第19条：自立した生活及び地域社会への包容

- 第24条：教育

障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習

- 第27条：労働^{work}及び雇用^{employment}

あらゆる形態の雇用

- 第28条：相当な生活水準及び社会的な保障

- 第29条：政治的及び公的活動への参加

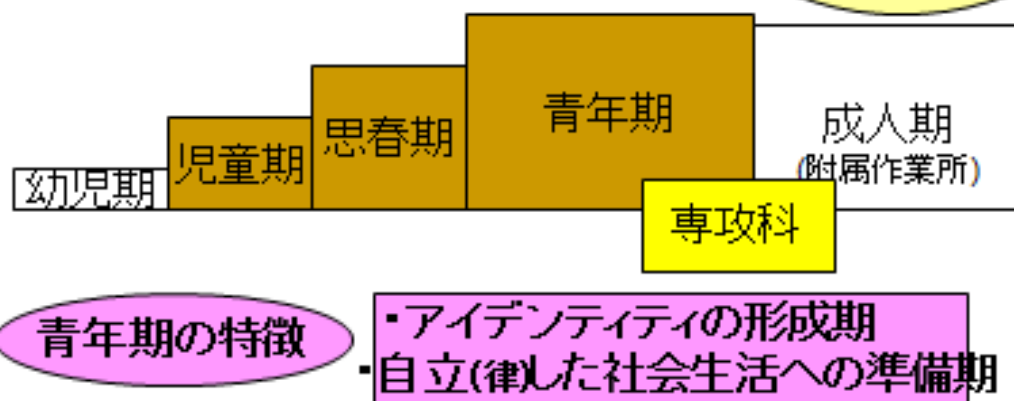
- 第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

青年期の「二重の移行支援」 ＝瞬間移動ではなく継続的な移行保障

渡部2009『障がい青年の自分づくり』日本標準

2-4. 専攻科という発想

- ① 学校から社会へ
 - ② 子どもから大人へ
- 二重の移行支援教育



社会生活力＝社会参加を実現する権利を行使する力

奥野英子ら2006『自立を支援する社会生活力プログラム・プログラム』中央法規

目次: 1. 総論編 2. 実践編「5部門25モジュール」

第1部. 生活の基礎をつくる

1. 健康管理

2. 食生活

3. セルフケア 第2部. 自分の生活をつくる

4. 時間管理 6. 金銭管理

5. 安全・危機管理 7. 住まい

8. そうじ・整理

9. 買い物

10. 衣類管理

第3部. 自分らしく生きる

11. 自分と障害の理解

12. コミュニケーションと人間関係

13. 男女交際と性 第4部. 社会参加する

14. 結 婚

15. 育 児

16. 情 報

17. 外 出

18. 働 く

19. 余 暇

20. 社会参加

第5部. 権利をいかす

21. 障害者福祉制度

22. 施設サービス

23. 地域サービス

24. 権利擁護

25. サポート

労働による自立・個性発揮(自己実現)・社会参加

浦上昌則2010 『キャリア教育へのセカンド・オピニオン』北大路書房

- ①人生そのものという場合
 - ・人生行路とか経歴、履歴
 - ・「何の」経歴、履歴であるかは問わない
 - ・人生には様々な側面がある～それらをすべて包括
- ②職業という領域に限って使う場合
 - ・職歴という言葉
 - ⇒広義・狭義の意味合いで言い換え
- 「轍わだち」という語源からの広がり
 - ⇒過去、現在、未来

つづき

キーコンセプト＝社会・職業・個人

- 社会性をはぐくむ視点 p.71～
みずからが生活する社会の習慣やルール、規範を身につけ、一人の人間として適切に行動できることを目指す
- 個性化を促進する視点 p.103～
個性とは、ある人を他者と区別する違い／そのような違いをふまえ、ユニークな存在、主体性の完成を目指す
- 職業(尾高1941『職業社会学』岩波書店)P.36～
3つの要素を追求する継続的な行為＝職業
 - ・経済的側面 勤労の代償として生活のための収入を得る
 - ・個人的側面 (適材適所の考え方により)個性を発揮する
 - ・社会的側面 社会の構成員として、分担する役割を果たす

労働による青年の成長・変容

その1: 鳥大附属養護学校の卒業・修了生

自立観の転換: 他者の援助を受けない⇒適切な支援を求める力

【専攻科修了生】

- Aくん(福祉喫茶)
- Bくん(非常勤雇用)
- Cさん(B型)

【高等部卒業生】

- Dくん(A型ファーム)
- Eくん(B→A型きのこ)
- Fくん(B型)

【全員が趣味を楽しんでいる】



労働による青年の成長・変容

その2: あざみ寮

糸賀一雄・田中昌人1956「内的適応」

糸賀一雄2013『福祉の道行－生命の輝く子ども達－』中川書店

- あざみ寮と織物
- 第一期¹⁹⁵⁸: 都美子さん(紡糸)、笑子さん(服地の大作)
- 第二期¹⁹⁵⁹⁻⁶⁰: 技術的な向上と生産意欲の高まり
マサさん(木綿織)、都美子さん
- 第三期: ¹⁹⁶²給料制度の導入、笑子さん
- 工房への夢 & 道¹⁹⁶³: 頒布会、工房＝庇護授産所

第二部：シンポジウムへの期待

- 福祉事業型「専攻科」エコールKOBÉ
- 福祉事業型「職業訓練校」カレッジ・アンコラージュ
- 就労継続支援事業B型 による特長とは
おそらく「ゆっくりと、何度でも、いつからでも
チャレンジしよう！」

⇒「就労の場」「暮らしの場」「余暇の場」の創生へ

鳥取の例：ウィズユー（クリーニング、グリーンファーム、きのこ）

愛知の例：見晴台学園（中学部、高等部本科・専攻科、ら・びすた[自立訓練・就労移行支援]・大学）、自立支援センターるっく（働くための力を育てる「ふるーる」、一般就労をめざす「あるて」、継続して働く「るっくコーポレーション」、生活の場「ドーミトリーあちゃ」）

- クロスジョブ神戸、みちしるべ神戸 の経験から学ぶ